

建設環境委員会 会議録

招 集 年 月 日	令和元年12月16日			
招 集 の 場 所	湖西市役所 委員会室			
開閉会日時及び宣告	開 会	午前10時00分	委員長	楠 浩幸
	閉 会	午前10時35分	委員長	楠 浩幸
出席並びに欠席議員 出席 6名 欠席 0名 ○ ……………出席を示す ▲ ……………欠席を示す	氏 名	出 欠	氏 名	出 欠
	楠 浩幸	○	佐原 佳美	○
	滝本 幸夫	○	福永 桂子	○
	加藤 弘己	○	馬場 衛	○
説明のため出席した 者の職・氏名	環境部長	相澤 義之		
	下水道課長	鈴木 康稔		
	<small>課長代理兼工務係長</small>	片山 徳二		
	管理係長	高田 重実		
	管理係主任	鈴木 啓介		
職務のため出席した 者の職・氏名	局長	松本 和彦	書記	山田 知世
			書記	加藤 敬
会議に付した事件	12月定例会付託議案について			
会議の経過	別紙のとおり			

建設環境委員会会議録

令和元年12月16日（月）

湖西市役所 委員会室

湖西市議会

〔午前10時00分 開会〕

○佐原副委員長 改めまして、皆様おはようございます。

本日は御多忙の中、御参集くださりましてありがとうございます。

それでは委員長、開会をお願いいたします。

○楠委員長 それでは改めまして、おはようございます。きょう朝も大分冷えましたが、12月定例会、きょうとそして18日の最終の審議になりますけれども、またよろしく申し上げます。

それでは、所定の定足数に達しておりますので、ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

以後の進行につきましては、着座にて失礼をいたします。

本12月定例会におきまして、当委員会に付託をされました議案は既にお手元に配付をしております付託議案一覧表のとおりでございます。よろしくお願いをいたします。

ただいまから議案の審議に入りますが、発言は必ず挙手の上、指名に基づいて行ってください。質疑は一问一答とし、答弁は要点を簡潔に述べていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

なお、議事録作成のため、マイクのスイッチの入れ忘れのないようお願いいたします。また、職員が資料確認のため、審査の最中に委員会室を出入りすることにつきまして、あらかじめ許可をいたしたいと思っておりますがよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきます。

出入りする職員におかれましては、審査の邪魔にならないように静かに出入りするようお願いいたします。

それでは、議案の審査に入らせていただきます。

議案第86号、湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

1条ごとに進めていきまして、最後に全体を通して質疑を行うという方法で進めたいと思っておりますがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 異議がないということで、それではそのように進めたいと思っております。

それでは、第1条から順番に質疑を始めたいと思っております。

第1条、趣旨についてですけれども、質疑のある方は挙手をお願いいたします。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 第1条に関して内容的には2点お願いしたいなと思っております。

この条例制定の目的とメリットについてお伺いをいたします。

○楠委員長 下水道課長、よろしく申し上げます。

○鈴木下水道課長 まず条例を制定する目的ですけれども、下水道整備区域の受益者から建設費の一部として負担していただいております受益者負担金制度の受益者とは、事業により構築される公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者というように規定されておりました、制度上、事業計画区域外の流入者から受益者負担金を負担していただくことはできないということから、受益者負担金とは別の制度として分担金条例を制定するものであります。

それから、条例を制定するメリットですけれども、条例を制定することにより、市が区域外流入を許可した後、速やかに分担金を賦課することになりますので、年数が経過して賦課することを忘れてしまったり、そのほか例えば受益者本人が死亡し、相続で人がかわることによって理解が得られなくなるといったような弊害等もなくなるものと考えております。

以上です。

○楠委員長 馬場委員、いかがでしょうか。

○馬場委員 内容についてはわかりました。メリッ的なものというか、今回受益者負担、この後のほうに出てくるとは思うんだけど、普通は猶予あったじゃないですか、一般の家庭とかそういったことについては、受益者負担、工事が終わってからすぐやると。その辺のところについてちょっと、どういうふうな感じになっているのか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 通常の受益者負担金の場合ですと猶予制度がありまして、例えば耕作中の畑とかそういった農地関係は猶予されるという基準がございます。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 今回はこれは。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 今回はそれはありません。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました、了解です。

○楠委員長 趣旨のところですけども、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら、次の第2条に移りたいと思います。

第2条は定義をうたってある文言ですけども、ここについて質疑はありますか。

ないようでしたら、次に移りたいと思います。よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 それでは、第3条に移りたいと思います。

今度は具体的な分担金の額について示されたものですけども、ここについて質疑のある方は挙手をお願いいたします。

加藤委員。

○加藤委員 この単価の410円と400円の根拠を教えてくださいんですけど。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 分担金の単価は、受益者負担金の単価をそのまま採用しています。

その受益者負担金の単価につきましては、事業を開始するときに算出した金額で、その算出方法は各家庭から汚水が直接流入する管渠を末端管渠と言っていますけども、その末端管渠の整備費のうち国庫補助金を除いた額を整備面積で割って、さらに5分の1の負担率を乗じて算出しています。

5分の1の負担率というのは、整備費の5分の1以上3分の1以下の範囲において定めるという国の通達に基づき決定したものであります。

浜名湖処理区と新居処理区の金額の違いにつきましては、それぞれの計算過程において生じた差異で、算出方法に違いはございません。

以上です。

○楠委員長 加藤委員、今の説明でわかりましたか。

○加藤委員 はい、わかりました。

○楠委員長 ほかの委員。

佐原委員。

○佐原副委員長 じゃあ、今回申し出があったところは両方の処理区にまたがるんですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇場でよろしいでしょうか、浜名湖競艇場は浜名湖処理区で処理されることとなります。ですから、単価としては410円です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 はい、わかりました。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 今回、浜名湖処理区に流入させるようにしたというその辺のところをもう一回、新居処理区じゃなくて何で浜名湖処理区のほうに選択したのか、その辺のところをちょっと確認したいです。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 もともと浜名湖競艇場は下水道の処理区域外だったんですけども、浜名湖競艇企業団のほうから申し出があったときに近いほうですと新居処理区にはなるんですけども、新居処理区のほうの処理場の容量だとか、あとは途中の中之郷あたりの管渠はもう既に整備がおおむね終わっていて、新居処理区のほうは容量的に受け入れが難しいということで浜名湖処理区のほうでお願いしているという状況です。

○楠委員長 馬場委員、いかがでしょうか。

○馬場委員 新居処理区のほうの容量が限界で、一時は白須賀の地区を新居処理区のほうへってという話もいつかあったんですけど、それがなくなってもその容量はないということの判断でよろしいですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 今現在の新居浄化センターの汚水量を見ますと、平均して7割から8割ぐらい入ってて、最大の処理量でいいますと9割を超えてる状況でございますので、ほぼいっぱいいっぱいの状況です。

以上です。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 旧新居町から行くと増設ってような予定も以前にはあったんだけど、今のところの考えでは増設もないから、下水道の処理自体が少しやり方というか変えてくるっていう、縮小にしていくというような方向もあるので、新居処理区については増設の予定がないということの判断でよろしいですかね、その辺は。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 増設の計画もあったんですが、今のところ具体的な増設の計画はありません。

浜名湖処理区のほうの湖西浄化センターのほうは容量的にまだ半分程度しか入っておりませんので、そちらのほうを選択したという状況でございます。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。

○楠委員長 続きまして佐原委員、どうぞ。

○佐原副委員長 では、この土地の面積に応じて分担金が1平方メートル当たり410円ということなので、じゃあ分担金はお幾らになるんですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇場のことでいいですか。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 はい。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇企業団のほうと今協議を行ってまして、実際その分担金をかけさせていただくところは今の建物があるところとあとは南側の公園のあたりで今お話をさせていただいてまして、具体的な面積と金額については今調整中ということで、おおむねざっとでいいますと3,000万円ぐらいになるかなというところで。まだ決定

ではありませんけれども、今調整中ということでお願いします。

○楠委員長 佐原委員、よろしいですか。

○佐原副委員長 はい、ありがとうございました。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 関連で、ということは対岸の駐車場と水面は入らないということでよろしいですかね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 水面とあと東側の駐車場については、今入らない方向で話をさせていただいています。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 ピットのほうはどうなってる、北側。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 北側は入る方向で話をしています。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 水面が入ると入らんとね、対岸の東側の駐車場が入ると随分と広さ的には違うもんですから、その辺の話は話し合いの中である程度合意されていくということで、そういうふうに考えればいいですかね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 担当レベルではそういう方向で話をさせていただいています。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 了解です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 単純なことなんだけど、そもそもこれこの下水はですね、分流式ですよ。今どき合流式はつくってないので、雨水なんかの量は考慮してないでしょうね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 分流式ですので考慮はしてございません、汚水だけです。

○楠委員長 加藤委員、よろしかったですか。

○加藤委員 はい、オーケーです。

○楠委員長 第3条、分担金の額についてですけれども、ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら、第4条のほうに移りたいと思います。

第4条は分担金の賦課及び徴収の項目になりますけれども、ここで質疑のある方は挙手をお願いします。

佐原委員、どうぞ。

○佐原副委員長 では、先ほどのちょっと高額かと思いますが、その分担金を一括納付としたのはなぜでしょうか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 分担金は区域外からの流入申請に対し賦課するものでありまして、市の施策として下水道の整備を行うことにより発生する事業計画区域内の受益者負担金とは性質が異なりますことから、一括納付に限定をいたしました。

受益者負担金は基本分割払いで、年4回の5年間、20回払いとなります。それから、一括納付とすることで後々の滞納だとか不納欠損等を未然に防ぐことができるものと考えております。

以上です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 わかりました、ありがとうございます。

○楠委員長 確認ですけれども、期間としては5年分を一括という形で大丈夫ですか、それだけちょっと確認をして次に行きたいと思います。

下水道課長、どうぞ。

○鈴木下水道課長 期間は特に設けてありません。

○楠委員長 佐原委員、その辺は大丈夫ですか。

○佐原副委員長 納期は条例に盛り込まずに、いつまでに納めるっていうそういう条文というのはつくらないんですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 区域外流入の申請が来て、市からそれに対して許可をおろすんですけども、許可の条件として速やかに許可を出すんですけど、そこでいつまでにという期限を設定する予定です。

○楠委員長 佐原委員、どうぞ。

○佐原副委員長 今回は浜名湖競艇場ですけれども、ほかにそういうような例が今後出た場合もその都度話し合いで納期を決める、この分担金の納付期限を決めるということですか。

○楠委員長 下水道課長、どうぞ。

○鈴木下水道課長 話し合いというよりも、こちらのほうからいつまでに納めてくださいという形で許可をおろす予定です。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 じゃあ、おおむねどんな団体が今後あるか、今のところ浜名湖競艇場ですけど、わからないけれどもそれぞれの会社で準備する期間というようなものをおおよそ目安としていくというふうに理解すればよろしいですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 高額の場合ですとなかなか準備も大変だと思いますので、そこらについては協議をさせていただくこともありますけれども。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 それでも一括納付ということをごとうたってしまうということですね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 はい、基本は一括納付でお願いしたいと思っています。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 はい、わかりました。

○楠委員長 分担金の賦課及び徴収ですけれども、ほかには質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら次の第5条、分担金の減免について質疑を行いたいと思います。質疑のある方。

加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 この第5条の分担金なんですけど、この浜名湖競艇企業団にはこれは適用されるんですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇場も一応適用になります。減免率としましては25%です。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

○楠委員長 ほかに質疑のある方はありませんか。

佐原委員、どうぞ。

○佐原副委員長 先ほどのおおよそ3,000万円ぐらいかっていうのの25%引きということですか。25%を減免した金額がおおよそ3,000万円というふうで理解してよろしいですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 それでいいです。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 後者のほうでよいということですね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 まだ3,000万円になるかわからないんですけど。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 そうですね、おおよそ。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 おおよそ、はい。

○楠委員長 佐原委員。

○佐原副委員長 わかりました。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 今の関係で、25%というのは減免の対象者の中では一般的だったか、多いほう、減免率。

○楠委員長 下水道課長、どうぞ。

○鈴木下水道課長 例えば社会福祉事業施設とかは75%減免ということで、そんなに高くはないと思います。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 対象によってその減免率は変わるということで、我々は理解すればいい。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 この減免につきましては、この条例とは別に施行規則を定めましてそちらで細かく規定をしたいと思っております。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 ちなみに最高が幾つで最低がどのくらいかってわかりますか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 最高で道路とか公園に供してる土地とかは100%減免で、あと先ほどの浜名湖競艇場が25%ですね。最低は25%になります。

以上です。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 幅があるということだね、わかりました。ありがとうございます。

○楠委員長 分担金の減免についての条文ですけれども、ほかに質疑はありませんか、大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら第6条、委任ということなんですけれどもここについて質疑のある方。

加藤委員、お願いします。

○加藤委員 この議案はいいんですけど、例えば下水の保守だとか維持、将来保守・維持・点検、そういうようなものの覚書だとか規則で定めるのは予定しておるのでしょうか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇企業団のほうとその辺のお話をさせていただいてまして、維持管理の関係とかその辺

につきましては覚書を締結させていただく予定です。おおむね浜名湖競艇企業団のほうにも内容を確認していただいております。年内、今月末までには締結をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○楠委員長 加藤委員、どうぞ。

○加藤委員 ありがとうございます。

○楠委員長 よろしかったですかね、ほかにこの委任につきまして質疑はありませんか。

馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 施行に関して必要などについては規則で定めるとあるんですが、この規則というのはいつごろつくられるんですかね。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 区域外流入分担金条例の施行規則の案につきましてはおおむねできておまして、現在、庁内の例規審査に諮っているところでございます。恐らく来月、1月の中旬ぐらいまでにはできるかと思っています。

以上です。

○楠委員長 馬場委員、どうぞ。

○馬場委員 了解しました。

○楠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら最後、その他について、全般的に質疑を受け付けたいと思いますけれどもいかがでしょうか。

加藤委員。

○加藤委員 ちょっとこの工事終わってからの話なんですけど、例えばここにマンホールのふたが3つ、4つありますね、浜名湖競艇場のところ。これについて、マンホールのふたというのはいろいろ全国的にその市の特色あるふたがつくられてるようなんですけど、ここのふたについては何らか考えておられますか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 マンホールのふたにつきましては、特に湖西市では今のところ何も考えてございません。

以上です。

○楠委員長 加藤委員。

○加藤委員 わかりました。

○楠委員長 よろしかったですよね、ほかに全体を通して質疑がありましたらお願いします。

それでは馬場委員。

○馬場委員 ちょっと関連で確認をさせていただきたいんですけど、浜名湖競艇場の利用料、水道水が一般のときには、一般家庭は水道料に一応比例して料金が決まるんですけど、浜名湖競艇場の場合はどういうふうな料金体制になるんですか、下水道料金として。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 一般的には水道メーターで料金をかけさせていただくんですけども、恐らくメーターを設置していただいて、実際の流した、排水した量でもって料金をかけさせていただくように考えています。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 現在、浜名湖競艇場は今トイレの流すのは雨水も少し使ってるっていう前には工事をしておるんですけど、直接、水道を使ってないというふうには、以前そういう工事をやった経緯があるんですけど、そのときに新居町時代に水道料金がぐんと下がった、雨水を使ったということで、雨水タンクをちゃんと用意して、その辺のところ

については話の中ではしっかり確認できてる。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 浜名湖競艇企業団との協議の中ではそういった話も何っているものですから、水道、上水の量とは別にメーター器をつけていただいて、料金をお願いしたいと考えています。

○楠委員長 馬場委員。

○馬場委員 わかりました。しっかりメーター器をつけるということだね。わかりました、了解です。

○楠委員長 滝本委員、どうぞ。

○滝本委員 この条例を制定するに当たりましてですけれども、今まで区域外流入の件数、流入の申請件数なんていうのはおわかりですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 事業を開始してから今まで18件の申請がありまして、現在も下水道を利用されている状況でございます。

以上です。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 ついでに言っただけなんですけれども、18件あったということで今後ふえてくる可能性が高いというふうにお考えなわけですよ、まだまだふえるという。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 はい。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 それで、流入の申請されて使うまでの期間というのはどのぐらいかかるんですか、申請するとすぐにできる。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 例えば事業所とか大量な汚水が流れてくると、ある程度こちらのほうも検討しなければいけないんですが、例えば区域外の一般家庭から申請があった場合は、申請があつてこちらのほうも1週間とか2週間ぐらいで許可が出せると思いますので、そうすれば1カ月ぐらいで流せるようにはなると思います。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 1カ月間ぐらい見ておけばいいということですか。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 はい。

○楠委員長 滝本委員。

○滝本委員 わかりました、ありがとうございます。

○楠委員長 滝本委員、よろしかったですかね。

○滝本委員 はい。

○楠委員長 ほかに質疑はありませんか。

佐原委員。

○佐原副委員長 今まで区域外流入の申請件数は一般家庭が主だったんですか、この18件は。というのは、浜名湖競艇場の話があつてこの条例をつくるということで、じゃあこれまでは条例なくてもよかったのかなという疑問です。

○楠委員長 いかがでしょうか、下水道課長。

○鈴木下水道課長 過去にも区域外流入の申請はありましたが、件数が少なかったことなどから今までは事業計画の変更のタイミングで、その土地を事業計画排水区域に編入をしまして、その時点で受益者負担金を納入していただい

ておりました。

ただ、事業計画の計画期間が基本7年で、区域内に編入するまでに時間を要することもありますことから、下水道に接続してもしばらくは負担金を納付せずに下水道を利用することができるという不公平感が生じていました。

今回、競艇場の污水管接続が条例制定のきっかけではありますが、今後、区域外流入の申請に対しても本条例に基づき適切に対応していきたいと考えています。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、いかがでしょうか。

○佐原副委員長 じゃあ、今までは個人の家庭とか中小の企業とかであれば、区域の地図の色を塗りかえるみたいな対応をしていたということですね。じゃあそうすると、分担金じゃなくて受益者負担金をいただいていた。けれども、何か払わないでいたというのはちょっと今理解できなかつたんですけど、何を払わないでいた期間が発生していた、もう一度説明をお願いします。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 今までは結局、事業計画区域外ということで受益者負担金としてはいただけないということがありまして、受益者負担金をいただくには事業計画区域に編入する必要があります。編入に当たっては、その事業計画変更のタイミングで行うんですけども、計画自体が5年から7年の周期で変えているものですから、その間は受益者負担金を賦課できないということで、結局、時間がたってしまうとうまく引き継ぎができなかつたりとか、あとはだんだん受益者も例えば亡くなられて相続とかで人がかわったりすると俺は知らんよみたいな感じで、なかなかそういった難しい状況もあるものですから、今回、分担金条例を制定して速やかに負担していただくということになります。

以上です。

○楠委員長 佐原委員、よろしかったですか。

○佐原副委員長 よくわかりました、ありがとうございます。

○楠委員長 ほかにございませんか、大丈夫ですか。

それでは福永委員、どうぞ。

○福永委員 他市町の条例制定状況をちょっと調べられたのかということと、それを参考にされて湖西市ではこういうことに配慮して定めましたよってというようなところがあれば、またお聞かせ願いたいと思うんですけど。

○楠委員長 下水道課長。

○鈴木下水道課長 他市町の制定状況ですけども、静岡県内では下水道事業を実施している29市町中5市が条例を制定していることを確認しています。近隣市でいいますと袋井市が平成20年、掛川市が平成24年に条例を制定しています。

条例を制定している市が少ないんですけども、その理由としましては、これは各市町で考えが異なりますけども、区域外流入自体を認めていなかったり、現状の湖西市と同様に区域内に編入してから受益者負担金を賦課しているところもございます。また、区域外流入の申請自体が少ないのも一つの要因と考えています。

あと今回、湖西市が分担金条例を制定するに当たりましては、静岡県内の5市の条例を参考にさせていただいて、本市に合ったというかそれに合わせて条例を制定しようと考えています。

以上です。

○楠委員長 福永委員、よろしかったでしょうか。

○福永委員 はい。

○楠委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 ないようでしたら、これをもって質疑を終結したいと思いますが一よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 それでは、これより討論に入ります。

討論のある方はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○楠委員長 これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第86号、湖西市公共下水道事業区域外流入分担金条例制定についてを採決いたします。

本案を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○楠委員長 ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告は正副委員長において作成させていただきます。御了承をお願いいたします。

以上で、本日の建設環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前10時35分 閉会〕

湖西市議会委員会条例第28条第1項の規定により署名する。

委員長 楠 浩 幸